

奄美群島振興開発基金経営改善策

(独)奄美群島振興開発基金

○ 経営改善策の実施について

当基金は平成16年10月に特殊法人から独立行政法人へ移行し、奄美群島地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項等を定める奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完・奨励することを目的としており、これまで業務運営体制の効率化、事業者を提供するサービス、財務内容の改善等を踏まえ作成した第1期中期計画の達成に向け、業務運営を行ってきたところであります。

また、当基金は設立目的の趣旨に基づき地域経済の活性化に寄与し事業者を支援していく役割を果たす一方、安定的な収益を確保し債権の良質化を図る必要もあることから、中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、事業者に対する経営・再生支援、一般管理費の抑制などに取り組み収支改善を図ることとしております。

さらに、保証業務においては第2期中期計画期間においても、引き続き、単年度の業務収支の黒字化を目指すこととし、その後は、国の出資に依存することなく以下の具体的な取り組みによる収支改善等の経営努力により保証基金を造成することを目指します。

なお、この経営改善策の実施状況については、毎年度の年度計画の実績報告と併せて評価を行い、年度計画の評価結果と併せて公表を行うこととしております。

保証業務、融資業務共通事項

(審査の厳格化)

- 中小企業信用情報データベースシステム（CRD）を活用した客観的な審査
 - CRDは全国約200万件の中小企業の売上高や利益水準などの財務情報が蓄積されており、この活用により将来の延滞債権発生抑制、貸付金回収率の向上による収益力の強化を図ることとしています。また、融資先、保証先の格付け（将来性、収益力等）にも活用を図ることとし、審査強化に繋げていきたいと考えております。
- 審査委員会の活用
 - 業務の適正かつ健全な運営に資するため、保証及び融資の申込み全案件を「審査委員会」において役員合議で審査を行い、資金使途の適格性、償還確実性等の協議を通じて審査の強化を図ることとしております。

(期中管理の強化)

- 事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング
 - 事業者からの財務諸表提出を年1回定期的に行い、必要な調査等を行うことにより業績、事業環境、経営課題、他金融機関の対応状況等を十分に把握することとし、特に、大口保証・融資先に対して信用状況のフォローの徹底を図ることといたします。
また、結果として業況不振等が判明した場合は、個別調査を行うとともに返済計画及び経営改善計画の徴求等を通じて、期中管理の徹底（延滞の未然防止）を図ります。
- 事業者に対する経営及び再生支援の実施
 - 経営状況が厳しく事業の経営・再生支援等が必要で、かつ再生等の可能性が認められる事業者

に対しては、「事業者再生支援委員会」での審議を行い、支援措置を図っていくことで、債務者区分のランクアップ等貸出資産の良質化を図ることといたします。

○ 督促体制の整備

→ 地区別担当制を導入し、担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、各地区における経済状況、事業者の動向把握を行い、経営に関する各種相談機会の増加等、地域密着の度合いを更に高めることにより、効果的な期中管理を行う体制の整備を図ります。

○ 督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用

→ 回収計画の立案、督促、結果報告、問題点の整理、再督促の債権管理サイクルを確実に実行するとともに、個々の情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から定期的に「債権管理委員会」で協議を行うことといたします。

(回収の強化)

○ 督促の励行及び法的回収の強化と効果的な対応

→ 通常の文書・電話・実訪督促の励行を更に強化するとともに、債務者の状況を踏まえつつ、債務名義の取得、競売、強制執行等法的手続きの強化を促進し、調査の徹底による返済財源の掘り起こしに努めることといたします。

また、法的手続きに当たっては、費用対効果、回収時期の精査等を踏まえながら効果的な対応に努めます。

(その他)

○ 一般管理費の抑制

→ 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第1期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%以上に相当する額を削減します。

- ・ 業務課、管理課の連携により信用調査、延滞債権督促事務等を併せて対応する等出張事務の合理化及び従来の出張事務対応の見直し等により旅費の抑制を図ります。
- ・ 役職員に対し定期的な周知を行い、コスト意識を徹底させることにより、通常経費全般の削減を図ります。

→ 人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。

- ・ 管理職手当について、20%削減を維持します。
- ・ 給与水準等の見直しを行います。

保証業務

(審査の厳格化)

○ 保証付き融資と金融機関独自融資の併用促進による事業者の自立化支援とリスク分散

→ 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付き以外の直接融資等も促すことで事業者の自立化支援とリスク分散を図ります。

○ 責任共有制度によるリスク分散

→ 金融機関との適切なリスク分散を図るとともに、モラルハザードの抑止を図る観点から責任共有制度を平成19年11月より導入しております。同制度導入による効果として、金融機関においてもリスク意識が高まり審査の厳格化による期中延滞債権の減少、代位弁済の抑制が図られるものと考えております。また、代位弁済に至ったものについても、金融機関からの負担金受入によりリスク軽減が図られると考えております。

(期中管理の強化)

- 融資実施機関との合同督促の強化
 - 期中延滞債権及び代位弁済の抑制を図るため合同督促の回数を増加し、債務名義の取得、担保物件の処分等事前求償権による回収増加等に努めることといたします。

(その他)

- 資金運用
 - 資金運用の効率化、収益の確保に資するため国債等による運用も含め、リスク面には十分配慮しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努めます。

融資業務

(審査の厳格化)

- 金融機関との協調融資の促進によるリスク分散
 - 当基金の融資と金融機関独自融資を併せ行うことでリスク分散を図るとともに、地域事業者を協調して支援していく体制を強化します。

(期中管理の強化)

- 共通債務者を持つ金融機関との連携督促
 - 共通の債務者を持つ金融機関と連携し、合同督促、回収方策の共同立案等による督促の強化に努めます。